

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景・目的

急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、こどものいじめや自殺の増加など、こどもを取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。

これらの諸問題を背景に、令和5年4月、こども家庭庁が発足し、同時に、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、このこども基本法に基づき、こども施策を推進するためのこども大綱が令和5年12月に閣議決定されました。

また富山県では、国のこども大綱を勘案し、富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画を令和7年3月に策定するとともに、令和7年度以降、富山県こどもの権利に関する条例(仮称)の策定を予定しています。

こども基本法では、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものと規定されており、高岡市(以下「本市」という。)においても、現行計画である第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、「高岡市こども計画～こども“を”まんなか推進プラン～」(以下「本計画」という。)を新たに策定します。

## 2 計画策定の考え方

本計画では、心と身体の発達の過程にある者を「こども」と捉え、こどもが自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指す基本計画として目標や施策を示すとともに、こども施策を総合的に推進する実行計画(アクションプラン)として策定します。

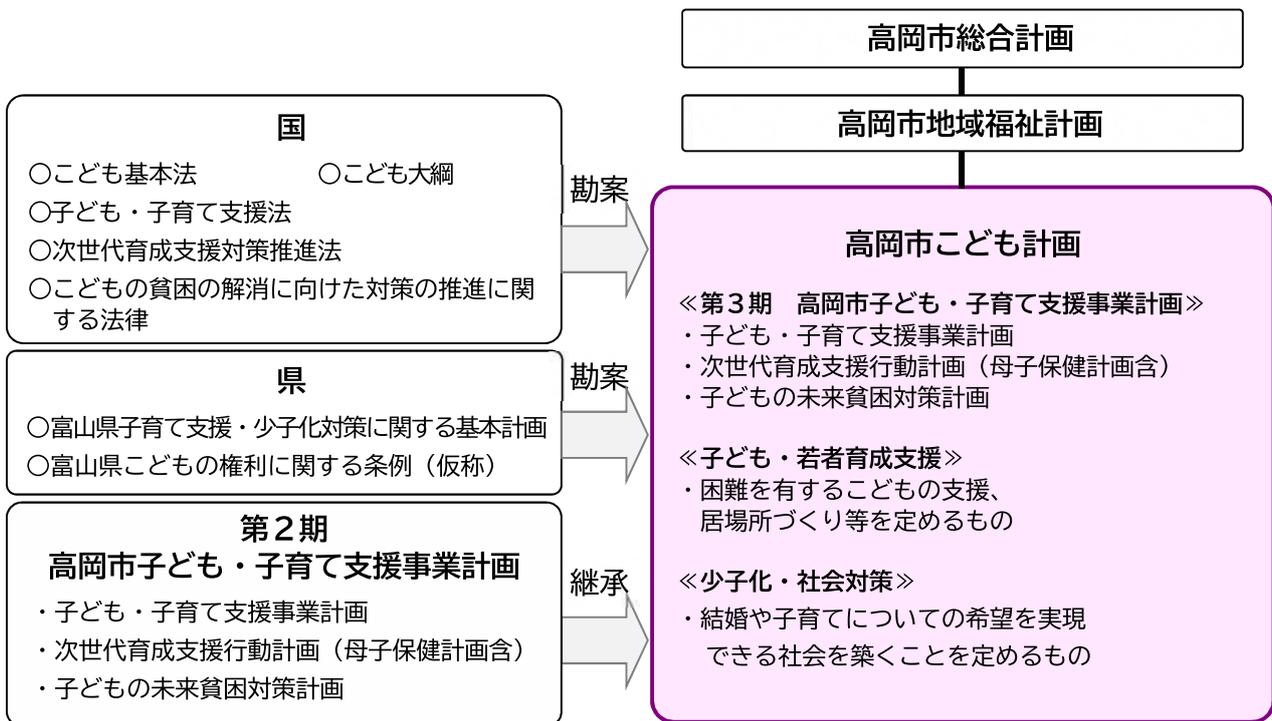
「こどもは地域の宝」という考えのもと、こどもを産み育てやすいまちとして、今を生きるこどもたちだけでなく、次の世代、そしてその次の世代のこどもたちが夢や希望を持てるまちへと更に進化させることができるよう、行政のみならず、関係機関や地域の人々、企業などと連携しながら、こどもの育ちを支え、子育て当事者が安心してこどもを産み育てることができるようこどもや子育て当事者の意見を聴きながら、各施策を前に進めていきます。

そして、地域社会全体でこどもへのサポートを推進することで次代につなぐ循環を生み出し、「持続可能な未来都市 高岡」の実現につなげていきます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、こども・子育て分野の個別計画として位置づけ、「こども大綱」に一元化される「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を踏まえた計画として策定します。

また、「子ども・子育て支援法第61条」に基づく今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するための「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法第8条」に基づく少子化対策を中心とした子育て支援の総合的な計画である「次世代育成支援市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項」に基づく「子どもの未来貧困対策計画」を一体的に策定します。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

## 5 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成された国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりに向けた取組をSDGsの理念に沿って進めることが求められています。本計画においても、SDGsを踏まえて、取組を推進します。

### ■持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容



資料：国際連合広報センター

### ■本計画に掲げるもの

